

平成26年第6回
上小阿仁村議会定例会
会 議 録

平成26年 9月 1日 (開会)

平成26年 9月11日 (閉会)

○議長（小林信） 次に6番 北林義高君の発言を許します。6番、北林義高君。

（6番 北林義高議員 一般質問席登壇）

○6番（北林義高） 一般質問最後となりましたが、よろしくお願ひします。

1つの質問は、村の消防団員が今90名となっております。活動に支障がでかねない状況となっております。今一度、役場職員を消防団員に登用という質問をさせていただきたいと思ひます。

最近の天気を見てもみますと、1カ所にまとめて1カ月分や数カ月分の雨が集中豪雨となり降ることは珍しくなくなりました。広島県では大災害となり、多数の死傷者や行方不明者を出しております。

県内でも仙北市などで大きな被害を出しております。幸いにも我が村では今までは大きな被害はありませんでした。村の小阿仁川洪水ハザードマップによりますと、土石流危険渓流が42箇所、地滑り危険箇所が9箇所、がけ崩れ危険箇所が16箇所となっております。

災害が発生しますと広域消防だけでは対応できません。消防団員の出動が必要となりますが、消防団員の新規入団が少なく、現団員は90名となっております。定員120名で30名の不足が生じております。全国でもピーク時に209万人いた団員が、今は864,633人となっております。県内でも昨年を53人下回り17,491人となっております。県内25市町村に32消防団があり、定数は19,583人で充足率は89%となっております。女性団員や機能別団員は増加傾向にあるものの、全体としては減少傾向が続いております。

消防庁では2006年、従業員から消防団員を出すなど協力的な企業を、市町村が消防団協力事業所に認定する制度を新設。県内でも22市町村が採用、認定している。県内でも5市で単独に入札に総合評価や業者格付けで加点するなど優遇を行っている。消防団活動で事業所にも負担をかけるのでと独自に支援を進めているところもあります。

村でも役場職員が入団可能になりましたが、未だに1人の入団がありません。団員のこれ以上の減少をなくすためにも、事業所に協力要請や、今一度職員に入団を勧める必要があると思われます。

村の考えをお知らせください。

○議長（小林信） はい、村長。

（中田吉穂村長 登壇）

○村長（中田吉穂） それでは北林議員の消防団に役場職員をとというふうなご質問にお答えしてまいりたいと思ひます。

消防団員は、将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできないものでありますが、ご指摘のとおり条例定数に対する実団員数は90名で、充足率が

75%となっております。

平成22年度においては、条例定数142名に対して充足率が77.46%となったため、6分団から現在の3分団に再編した経緯があります。欠員の多い要因としては、青壮年者の減少、被用者が多くなったことによるものであり、全国的に消防団員の減少が続いております。

このような状況において、職員が消防団員として活動することは地域防災の推進を図るうえで、地域の実情が把握しやすく、職員にとっても防災行政の一層の理解につながるものであり、地域住民の生命、身体及び財産の保護に大いに資するものであります。

平成25年12月には、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が定められ、職員が消防団活動に従事する場合、服務上の取り扱いについて、職務免除として、出動手当、報酬及び退職報賞金を受領できることとし、公務員の消防団員への加入促進を図っております。他県における公務員の取り組みとしては、年限を区切って入団している例などがありますが、消防団への入団は職員個人の意思に基づくものであります。そのため今後、職員の意思を確認しながら、村としても働きかけをしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小林信） はい、6番、北林義高君。

○6番（北林義高） ありがとうございます。役場職員に限らず職場の方にも、ぜひ消防団の加入を勧めていただきたいと思っております。これで私の1つ目の質問を終らせていただきます。

○議長（小林信） はい、6番、北林義高君。

○6番（北林義高） それでは2つ目の質問に入らせていただきます。

歩道を歩いて見ますと亀裂や段差、草のながい所が多く見られますもう少し整備などが必要ではないでしょうか。

子ども達もバス通学となり、子ども達が歩道を歩くことが少なくなりましたが、今、散歩する方や走ったりする方が多く見られます。皆さんもそうだと思いますが、私も殆ど車で出かけます。なかなか歩くことがありません。たまに歩いてみますと亀裂や段差、境堺ブロックの壊れている所などが多く見られます。亀裂や段差がありますと除雪作業にも支障があるのではないのでしょうか。草刈りなども行っているようですが、草木が長くなると歩道が狭くなるだけではありません。虫にさされたりもします。国道や県道の歩道は県管理、村道の歩道は村の管理と別れていると思われませんが、村民が歩く歩道を村分も含め定期的に点検するなどして、県管理分は県に要請や要望するなどして、村では村道の改修工事や補修工事は行っているようですが、歩道の補修は行っているのでしょうか。歩道の補修や除草などをもっと回数を増やすなどの対策が必要と

思われます。

村として、どのような考えかお知らせください。

○議長（小林信） はい、村長。

（中田吉穂村長 登壇）

○村長（中田吉穂） 北林議員の2点目の質問でございます。歩道の整備を、もう少しやっただけないかというふうなご質問でございます。

県管理の歩道につきましては、随時、振興局の方へ整備の要望をしております。村道の歩道につきましても、担当の方でも亀裂、段差の状況は把握しておりますが、どうしても路面の整備を優先して予算化している関係で、歩道の整備まではなかなか手が届かない状況になっております。ですが、何か事故があってからでは遅すぎますので、道路舗装と並行して、歩道関係も利用状況を精査し優先順位をつけ管理してまいりますので、どうかご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小林信） はい、6番、北林義高君。

○6番（北林義高） 答弁ありがとうございました。

村民の歩く歩道ですので、村管理、県管理を問わずに対策をするなど、要望や対策をするなど行っていただきたいと思っております。

これで2つ目の質問を終わらせていただきます。

○議長（小林信） これで一般質問を終わります。